

個人所得税の最新動向

～ 個人所得税管理弁法と一回払い賞与の税計算に関する新通知 ～

個人所得税の徴税、管理強化を柱とする「[個人所得税管理弁法](#)」が2005年7月6日付けで公布されており、本弁法は同年**10月1日施行**とされています。また、2005年1月に公布・施行されている「[個人が年一回払い賞与等を取得する際に、個人所得税を計算する方法を調整する問題に関する通知](#)」(国税発[2005]9号)に関する補足通知「[納税人が取得した税抜き年一回払い賞与に関する個人所得税課税問題に関する回答](#)」(国税函[2005]715号)が7月7日付けで公布されました。

「個人所得税管理弁法」のポイント

当弁法のポイントは以下の通りです。

1. 詳細な個人情報の提出

従来は、外国人の個人所得税税籍登記手続きの際には氏名、中国国内住所、勤務先、身分証明書番号、入国日、給与に関する情報を申告していましたが、中国人従業員の個人情報は求められていないのが現状でした。当弁法では、納税者、免税対象者を問わず、詳細な個人情報を税務局に申告するよう規定されています。

外国人については、従来求められていた情報の他に、派遣元の会社名(日本本社)及び住所、居留許可証番号・就業証番号、本土外での職務、予定出国時期、複数の勤務先がある場合にはその会社名・住所・税務登記証番号等より詳細な情報提供が求められています。

2. ダブル申告

個人所得税の徴収漏れを防ぐため、個人所得税の源泉徴収義務者である企業と従業員の双方に申告義務を課する事とされました。

3. 関係諸機関との連携強化

公安局・工商局・銀行・文化体育・財政局・労働局・不動産管理局・交通局・外貨管理局等の行政関係諸機関と連携し、納税者情報の収集を強化する事とされました。

4. 高額収入者の重点管理

金融業・保険業・証券業・石油業・不動産・通信業・ハイテク業・**外商投資企業等**の経営者及び従業員やスポーツ選手・芸能人等は重点管理対象者として、税務機関は常に監視する事とされました。

5. 源泉徴収義務者の重点管理

金融業・保険業・証券業・石油業・不動産・通信業・ハイテク業・**外商投資企業等**は、源泉徴収事務重点管理対象となり、源泉徴収事務の検査重点対象とし、申告資料について重点的に審査する事とされました。

実務上の対応

当弁法は10月1日より施行とされていますが、実際はどの程度厳密に運用されるか疑問視されています。天津市地方税務局に電話で確認したところ、10月1日以降、当弁法に基づき納税者に対しに何らかしらの手続きを要求することはまだ予定していないとの回答でした。税務局側も事務負担が急激に増えるためしばらく様子見といったところでしょうか。

「税抜き一回払い賞与の税計算方法」

今回の通知(国税発[2005]715号)で、税抜き一回払い賞与の場合の税計算(いわゆるグロスアップ計算)方法が明確になりました。

計算式

- | | |
|---|----------------------|
| (1) 税抜き一回払い賞与(A) ÷ 12 = | この金額に対応する税率a及び速算控除額a |
| (2) (税抜き一回払い賞与(A) - 速算控除額a) ÷ (1 - 税率a) = | 税込み一回払い賞与(B) |
| (3) 税込み一回払い賞与(B) ÷ 12 = | この金額に対応する税率b及び速算控除額b |
| (4) 納税額 = 税込み一回払い賞与(B) × 税率b - 速算控除額b | |

【具体例】

税抜き一回払い賞与 = 55,000 元

55,000 元 ÷ 12 = 4,583 元 税率 20% 及び速算控除額 375 元で仮計算

(55,000 元 - 125 元) ÷ (1 - 15%) = 68,281.25 元

64,558 元 ÷ 12 = 5,379 元 税率 20% 及び速算控除額 375 元で確定計算

64,558.82 元 × 20% - 375 元 = 12,536.76 元 (納税額)

実務上の対応

これまで、税抜き一回払い賞与について計算方式が明確にされていなかったため、夏の賞与は税務局毎に取扱いが異なるケースが発生していましたが、今回の通知により取扱いが統一され、納税者側も対応がしやすくなりました。

ただ、年一回払い賞与について、日系企業によくある夏・冬に賞与を支払うという場合の年一回払い賞与の取扱いが明確になっておらず、やはり地域毎に解釈が異なっているのが現状です。

(地域毎に異なる取扱い)

- ・年複数回支払われている場合には、そのうち1回は年一回払い賞与として計算しても OK。この場合、年一回払い賞与としなかった賞与分については通常の給与に合算して計算。・・・天津・北京地区の税務局に多い見解
- ・年複数回支払われている場合には、そもそも年一回払い賞与とは言えないためどちらも年一回払い賞与としては取り扱わない。すべて通常の給与に合算して計算。・・・上海某税務局の見解

個人所得税の取り扱いについてはここ数年、毎年何らかしらの改正が続いており、常に新规定と現場での取り扱いについて注視していく必要があります。

(完)